

条件の成就の妨害等 H11-06-2 <#375>

【問】正誤をつけよ。

AとBは、A所有の土地をBに売却する契約を締結し、その契約に「AがCからマンションを購入する契約を締結すること」を停止条件として付けた（仮登記の手続は行っていない。）。AB間の契約締結後に土地の時価が下落したため、停止条件の成就により不利益を受けることとなつたBが、AC間の契約の締結を故意に妨害した場合、Aは、当該停止条件が成就したものとみなすことができる。

【答え】正しい

《ポイント》 条件の成就の妨害等

条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。（民法 130 条 1 項）

《補講》

条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。（民法 130 条 2 項）